第二条の見出しを削り、同条中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に、「独立行政法人は」を「独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）は」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　不要財産等の国庫納付等

第一条の次に次の一条及び章名を加える。

（研究開発に関する審議会）

第二条　通則法第三十五条の四第四項に規定する審議会等で政令で定めるものは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）で定める主務大臣にあっては、日本医療研究開発機構審議会とする。

第二章　会計監査人の監査を要しない独立行政法人

別表中「第五条、第六条、第八条関係」を「第二十一条―第二十四条関係」に改め、同表独立行政法人勤労者退職金共済機構の項及び独立行政法人空港周辺整備機構の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人国立公文書館の項を削り、同表独立行政法人酒類総合研究所の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人放射線医学総合研究所の項まで、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項、独立行政法人農業生物資源研究所の項から独立行政法人水産総合研究センターの項まで、独立行政法人産業技術総合研究所の項から独立行政法人建築研究所の項まで、独立行政法人海上技術安全研究所の項から独立行政法人電子航法研究所の項まで、独立行政法人国立環境研究所の項、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の項及び独立行政法人統計センターの項を削り、同表独立行政法人農畜産業振興機構の項、独立行政法人農林漁業信用基金の項、独立行政法人国際協力機構の項及び独立行政法人国際交流基金の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人理化学研究所の項を削り、同表独立行政法人日本スポーツ振興センターの項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人福祉医療機構の項中「同条第四項及び第五項」を「同条第二項及び第三項」に改め、同表独立行政法人労働者健康福祉機構の項、独立行政法人水資源機構の項及び独立行政法人自動車事故対策機構の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人国立病院機構の項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人環境再生保全機構の項及び独立行政法人日本学生支援機構の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人国立大学財務・経営センターの項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の項中「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同表独立行政法人日本原子力研究開発機構の項から独立行政法人日本医療研究開発機構の項までを削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第二十一条―第二十四条関係）

一	二	三	四	五
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法第十六条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法第十六条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十五条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計

国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百三号）第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人農業環境技術研究所	国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百四号）第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第十四条第一項	農林水産省令	同条第二項	一般会計
国立研究開発法人水産総合研究センター	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十四条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法第十二条第一項	経済産業省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四条第一項	国土交通省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第十三条第一項	国土交通省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第十二条第一項	国土交通省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）第十二条第一項	国土交通省令	同条第三項	一般会計